飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律

飼料の安全性の確保及び品質 の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) の — 部を次のように改

正する。

目次中「 (第二条の二 第二条の八)」を「(第三条 第二十五条)」に、 (第三条 第九条)」を「

(第二十六条 第三十三条)」に、「指定検定機関(第十条 第十五条の七)」 を「登録検定機関 (第三十

四条 第四十七条)」 に (第十六条 第二十六条)」 を「(第四十八条 第六十六条)」 に (第 二

十七条 第三十三条)」を「 (第六十七条 第七十五条)」 に改める。

第三十三条第一号中「第二条の八第三項」 を「第二十五条第三項」に改め、 同条第二号中「第十九条第

項」を「第五十二条第一項」に改め、 第六章中同条を第七十五条とする。

第三十二条中「第二十一条の三」 を「第五十八条」 に改め、 同条を第七十三条とし、 同条の次に次の一条

を加える。

第七十四条 第四十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、 財務諸 表等に記載すべき事項

を記載せず、 若しくは虚偽 の記載をし、 又は正当な理由がない のに同条第二項各号の規定による請求を拒

んだ場合には、 その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

第三十一条中「第二十七条、 第二十八条又は第三十条」を「次の各号に掲げる規定」 に 「又は人に」 を

に対して当該各号に定める罰金刑を、 その人に」 に改め、 同条に次の各号を 加 え る

第六十七条第一号 (飼料若しくは 飼料添加物の使用に係る場合を除く。)、第二号 (飼料の使用に係

る場合を除く。) 又は第三号 一億円以下の罰金刑

第六十八条又は第七十条

各本条の罰金刑

第三十一条を第七十二条とする。

用に

係る場合に限る。

第六十七条第一

号(飼料若しくは飼料添加

物

の使用

に係る場合に限る。

若しくは第二号(飼料の使

第三十条の二中「指定検定機関」 を「登録検定機関」に改め、 同条第三号中「第二十一条第四項」を「第

五十六条第四項」 に改め、 同号を同条第四号とし、 同条第二号中「第二十条第四項」を「第五十五条第四項

に改め、 命令に対し」 を削り、 同号を同条第三号とし、 同条第一号中「第十五条の七」 をっ 第四十六条

に 込改め、 同号を同条第二号とし、 同条に第一号として次の一号を 加 がえる。

第四十一 条の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。

第三十条の二を第七十一条とする。

第三十条第三号中「第二十一条第一項」 を「第五十六条第一項」 に 「第二十一条の二第一項」 を「 第 五

十七条第 一 項 」 に改め、 同号を同条第四号とし、 同条第二号中「第二十条第一項」 を「 第五十五条第 頂

に改め、 命令に対し」 を削り、 同号を同条第三号とし、 同条第一号中「第十八条」 を「 第十三条第四項(

第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条 (第二十九条第三項において準用する場合を

含む。)、 第五十条又は第五十一条第一項」に改め、 同号を同条第二号とし、 同条に第一号として次の一号

を加える。

第十三条第一項 (第二十九条第三項にお いて準用する場合を含む。 の規定に違反して第七条第二項

第四号から第六号まで(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項又は特定飼料

等検査規程若しくは規格設定飼料検査規程を変更した者

第三十条を第七十条とする。

第二十九条中「 指定検定機関 をっ 登録 検定機関」 に改め、 同条第一号及び第二号を削り、 同条第三号中

第六条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、 同号を同条第一号とし、同条第四号を削り、 同条第五号

中「第十五条の六」を「第四十五条」に改め、 同号を同条第二号とし、同条を第六十九条とする。

第二十八条の二を削る。

第二十八条第一号中「第二条の四第一項」を「第五条第一項」に改め、 同条第二号中「第二条の五第一項

を「第六条第二項」に改め、 同条第三号を削り、 同条第四号中「第二条の八第一項」を「第二十五条第一

項」に改め、 同号を同条第三号とし、 同条第五号を削り、 同条第六号中「第六条第一項」を「第二十八条第

項」に改め、 同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、 同条第八号中「第七条の六」 を「第三十一条」

に改め、 同号を同条第五号とし、同条第九号中「第十六条」 を「第四十八条」 に改め、 同号を同条第六号と

Ų 同条第十号中「第十七条」を「第四十九条」 に改め、 同号を同条第七号とし、 同条を第六十八条とする。

同条第二号中「第二条の六」を「第二十三条」

に改め、同条に次の一号を加える。

第二十七条第一号中「第二条の三」を「第四条」に改め、

三 第二十四条の規定による命令に違反した者

第二十七条を第六十七条とする。

第五章中第二十六条を第六十六条とし、第二十五条を第六十五条とし、第二十四条の四を第六十四条とし

第二十四条の三を第六十三条とする。

第二十四条の二の見出しを「 (検査所がした処分に係る審査請求)」 に改め、 同条中「 検査所又は指定検

定機関がした」 を 検査所が した第五条第 項 の に改め、 同条を第六十二条とする。

第二十四条第 一項中 第五条の二第一項若しくは第二項の規定による処分、 第七条の五第一項若しくは第

二項の規定による処分又は第十五条の六」を「第十八条 (第二十九条第三項において準用する場合を含む。

)、第二十二条第一項 (第三十条第三項において準用する場合を含む。) 又は第四十五条」 に 指定の取

消し」 を「処分」 に改め、 同条を第六十一条とする。

第二十三条第一 項中「 検定を」を「 第五条第 項 の検定を」 に改め、 (指定検定機関 の検定を受け

とする場合にあつては、 当該指定検定機関)」を削り、 同条第二項中「前項」を「第一項及び第三項」 に改

め、 指定検定機関に納付されたものは、 当該指定検定機関)」 を削り、 同項を同条第六項とし、 同条第

項 の次に次の 四項を加える。

2 第七 条第 項、 第二十一条第一項、 第二十七条第一項、 第二十九条第一項若しくは第三十条第 項 の登

録若しくはその更新又は第十三条第一項(第二十一条第三項、 第二十九条第三項及び第三十条第三項にお

61 て準用する場合を含む。)の変更登録を受けようとする者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料

を納付しなければならない。

3 第十分 · 条 第 項 (第十一条第二項(第二十一条第三項、 第二十九条第三項及び第三十条第三項にお L١ て準

用する場合を含む。)、第十三条第三項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項にお

61 て準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用す

る場合を含む。)の調査を受けようとする者は、 実費を勘案して政令で定める額 の手数料を検査所 に 納付

しなければならない。

4 特定 飼料等製造業者登録簿、 外国特定飼料等製造業者登録簿、 規格設定飼料製造業者登録簿、 外 国 I規 格

設定飼料製造業者登録簿又は検定機関登録簿(次項において「特定飼料等製造業者登録簿等」という。

の謄 本の交付を請求しようとする者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならな

ιį

5 特定飼料等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料

を納付しなければならない。

第二十三条を第六十条とする。

第二十二条第三項中「 前二項」 を「前三項」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項中「第二条の二

第一項」 を「 第三条第 八 項 」 ビ \neg 第二条の六」を「第二十三条」に、 第二条の七」 を「第二十四条」に

改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項中「第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若

しくは規格の設定、 改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止又は第二条の七」を「第二十四条」に

改め、 同項を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一項を加える。

農 、林水産大臣は、 第二条第三項 の指定、 第三条第一項 の規定による基準若しくは規格の設定、 改正若し

くは 廃 止又は第二十三条の規定による禁止をしようとするときは、 厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの

意見を聴かなければならない。

第二十二条を第五十九条とする。

第二十一条の三中「検定」 を「第五条第 項の検定、 第十条第一項 (第十一条第二項 (第二十一条第三項

第二十九条第三項及び第三十条第三項におい て準用する場合を含む。)、 第十三条第三項(第二十一条第

三項、 第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十

九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)の調査」に改め、 同条を第五十八条とする。

第二十一条の二を第五十七条とする。

第二十一条第二項中「 第二条の七第二項及び第九条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」 に改め、 同

条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、 同条を第五十六条とする。

第二十条第二項中「第二条の七第二項及び第九条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」に改め、

同条

第四項中「指定検定機関」 を「登録検定機関」 に改め、 同条を第五十五条とする。

第十九条の三第一号中「、 第二条 の四第 項又は第四条第一項」 を「又は第五十一条第一項」 に改め、

条第六号を削り、 同条第五号中「第八条第一項」を「第三十二条第一項」 に改め、 同号を同条第六号とし、

同条第三号及び第四号を削り、 同条第二号中「第二条の六」を「第二十三条」に改め、 同号を同条第五号と

し、同条第一号の次に次の三号を加える。

第七条第一項、 第二十一条第一項、 第二十七条第一項、 第二十九条第一項又は第三十条第一項の登録

をしたとき。

 \equiv 第十三条第四項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を

同

含む。)、第十四条(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合

を含む。)、第三十九条又は第四十一条の規定による届出があつたとき。

四 第十八条 (第二十九条第三項にお いて準用する場合を含む。) 又は第二十二条第一項 (第三十条第三

項に おいて準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消したとき。

検定」を「同項前段の検定」 に改め、 同条に次の一号を加える。

第十九条の三第七号中「第十五条の六」

を「第四十五条」に、

「指定」を「第二十七条第一項の登録」に

八

第四十七条第一

部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた同項前段の検定の業務の全部若しくは一部を行わな

項の規定により農林水産大臣が第二十七条第一項前段の検定の業務の全部若しくは一

いこととするとき。

第十九条の三を第五十四条とする。

第十九条の二中「第十三条」を「第三十八条」 に 検定」 を「第五条第一項の検定」 に改め、 同条を第

五十三条とする。

第十九条第一項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、 同条を第五十二条とする。

第十八条第一 項から第三項までの規定中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」 に改め、 同条を第五十

条とし、同条の次に次の一条を加える。

(飼料等の輸入の届出)

第五十一条 外国に お ける生産地の事情その他 の 事情からみて次に 掲げる飼料又は飼料添加物 に該当するお

それ があるものとして農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、 あらかじめ、 農林水産省令

で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならな ίÌ

第三条第 項 の規定により定められた基準に合わ な しし 方法 に より 製造され た飼料又は飼料添加

第三条第 項 の 規定により定め られ た規格に合わ な 61 飼料 又は 飼料添! 加 物

 \equiv 第二十三条第一号から第三号までに掲げる飼料又は 飼料添加 物

2 第三条第二項の規定は、前項の指定について準用する。

第十七条を第四十九条とする。

第十六条中「第二条の二第一 頂 を「第三条第一 項 に改め、 同条を第四十八条とする

第十五条の七中「指定検定機関」 を「登録検定機関」 に改め、 第四章中同条を第四十六条とし、 同条の次

物

に次の一条を加える。

(農林水産大臣による検定業務の実施)

第四十七条 農 林· 水産大臣は、 第二十七条第 項の登録を受ける者がい ない とき、 第四十一条の規定 による

検定 の 業務の全部又は — 部 の休止又は 廃止の届出が あつたとき、 第四十五条の規定により第二十七条第

又は登録検定機関に対し検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、

登録

項の登録を取り消し、

検定機関が天災その 他の事 由により 検定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他

必要が・ あると認めるときは、 当該検定の業務の全部又は 部を自ら行うことができる。

2 農林 水産大臣 が 前項 の規定により 検定 の業務 の全部又は 部を自ら行う場合における検定の業務 の引継

ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

第十五条の六の見出 しを「(登録 の取消-し等)」 に改め、 同条中「指定検定機関」 を「登録 検定機関」 に

آت ات をっ いずれかに」 ビ \neg その指定」 を「 その登録」 に改め、 同条第一号及び第二号を次のように

改める。

一の第三十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第三十九条、 第四十条、 第四十一条、 第四十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

第十五条の六第四号中「第二条の四第一 項又は第四条第一 項 の指定」 を「第二十七条第一項の登録又はそ

の更新」 に改め、 同号を同条第五号とし、 同条第三号中「 第十五条第二項又は前条」 をっ 前二条」 に改め、

同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

正当な理由がないのに第四十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第十五条の六を第四十五条とする。

第十五条の五 中「指定検定機関」 を 「登録検定機関」 に 第十二条第一号から第五号まで」 を「 第三十

六条第 項各号の いずれか」 に改め、 同条を第四十三条とし、 同条 の次に次の一 条を加える。

(改善命令)

第四十四条 農林水産大臣は、 登録検定機関が第三十八条の規定に違反していると認めるときは、 その登録

検定機関に対し、 検定を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとる

べきことを命ずることができる。

第十五条の二から第十五条の四までを削る。

第十五条第一 項中「指定検定機関は、 検定の業務の開始前に、 農林水産省令で定める事項を内容とする業

務規程を定め」 を「 登録検定機関は 検定の業務に関する規程 (以下「 業務規程」という。) を定め、 検定

の 業務 の 開 始前 に に 変更した」 をっ 変更しようとする」 に改め、 同条第二項 を次のように改 めめ

ければならない。

2

業務

規程

に

は

検定の実施方法で

検定に関する料金その他

の農林水産省令で定める事項を定めて

お

かな

第十五条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(業務の休廃止)

第四十一 条 登録 検 定 機関は、 検 定 の業務 の全部又は 部を休止し、 又は 廃止しようとするときは、 農林水

産省令で定めるところにより、 あらかじめ、 その旨を農林水産大臣に届け出なければならな r,

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十二条 登録 検 定 機関: なは、 毎事業年 度経過後三月以内に、 その 事業年 度 (の財 産 百 録 貸借 対 照表及び損

益 計算 書又は収支計 算 書 亚 び に営業報告書又は 事業報告書 ~そ の 作成 に代え て電磁的記 録 電子的· 方式

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 電子計算

機 I こ よる情報処理の用に供されるものをいう。 以下この条において同じ。)の作成がされている場合にお

ける当該電 磁 的記録: を含む。 次項及び第七十四条におい て 財務諸表等」 という。 を作成 Ų 五年 蕳

業所に備えて置かなければならない。

2 規 格 設定飼 料製造業者そ の 他 の利 宇関係-人は、 登録検定機関の業務時間内は、 いつでも、 次に掲げ る請

求をすることができる。 ただし、 第二号又は第四号の請求をするには、 登録検定機関の定めた費用を支払

わなければならない。

財 務 諸 説表等が 書 面をもつて作成されているときは、 当該書面 の閲覧又は)謄写 の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

 \equiv 財 務 諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を農林水

産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請 求

兀 前号の 電 磁 的記録: に記 録され た事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供する

ことの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十四条の見出しを「 (事業所の変更の届出)」 に改め、 同条中「指定検定機関は、 検定を行う検定施設

を新たに設置し、 廃止し、又はその」を「 登録検定機関は、 検定を行う事業所の」 に改め、 その設置し、

廃止し、又は」を削り、同条を第三十九条とする。

第十三条第 項 中「 第 二条の 四 第 項又は第四条第 一項の指定」 を「 第二十七条第一 項 の登 録 に 指

定検定機関」 を 登録 検定機関」 に 「行うべき」 を「行う」に改め、 同条第二項を次のように改め

2 登録 検定機関 ば、 公正に、 かつ、 第二十七条第一項の農林水産省令で定める検定の方法により検定を行

わなければならない。

第十三条を第三十八条とする。

第十二条の見出しを「 (登録基準) に改 め、 同条中「第二条の四第 項又は第四条第一項 の指定 の)申請

が次の各号」を「第三十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申 ·請者」 という。

が次に掲げる要件のすべて」に、「と認めるときでなければ、 その指定をしては」 を「ときは、 その登録

をしなければ」に改め、同条に後段として次のように加える。

の 場合に お しし て、 登録 に関して必要な手続は、 農 林 水産省令で定める。

第十二条第一号中「農林水産省令で定める機械器具その他の設備」 を「 分割機、 粉砕機、 天びん、 体積計

抽出装置、 電気炉及び分光光度計」 に改め、 同条第二号中「農林水産省令で定める条件に適合する知識経

験を有する」 を「 次の いがずれ かに該当する」 に 数が農林水産省令で定める数」 を「人数が検定を行う事

業所ごとに二名」に改め、同号に次のように加える。

1

る外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上分析検査 一の実務

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当す

に従事した経験を有するもの

学校教 育法に よる高等学校若しくは中等教育学校又はこれらに相当する外国 の学校に お いて理 科系

統 の 正 規 の学科を修め て卒業し た者で、 その 後三年以上分析検査 の実務に従事し た経験を有するもの

ハ 五年以上分析検査の実務に従事した経験を有する者

第十二条第三号を次のように改める。

 \equiv 登録申請者が、 規格設 定飼料製造業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するも のでな

いこと。

1 登録 申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、 規格設定飼料製造業者がその親会社

商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

登録 申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、 業務執行権を有する社員) に占め る規 格設

定 飼料製造業者 の役員又は職員 (過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員 であ う た者

を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者(法人にあつては、 その代表権を有する役員)が、 規格設定飼料製造業者の役員又は

員 (過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。) であること。

第十二条第四号から第六号までを削 ij 同条に 次の一 項 を加える。

2 第二十七条第 項 の登録 は、 検定機関登録 簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

登録を受けた者の氏名及び住所 (法人にあつては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地

第十二条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

職

登録の更新

第三十七条 第二十七条第一項の登録は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ

そ の 期 間 の 経過に よつて、 その効力を失う。

がについ

2 前二条の規定は、 前項の登録の更新 て準用する。

第十一条中「一に」 を「いずれかに」に、 _ 第二条の四第一項又は第四条第一 項の指定」を「第二十七条

第 項 の登録」 に改め、 同条第一号中「処分」 を「命令の規定」 に改め、 違反し、 の下に 罰金以上の

を「第四十五条」

に

7

指定」

を「

登録」

に

込改め、

同条第三号中

を加っ

え、

同条第二号中「第十五条の六」

そ ٥ をっ 法人であつて、 その」 に ¬ , 第一号に該当する者がある者」 を「 前二号の いずれかに 該当す

る者があるもの」 に改め、 同条を第三十五条とする。

第十条の見出しを「(登録)」 に改め、 同条中「第二条の四第一 項又は第四条第一 項の指定は、 検 定 へ 第

二条の)四第一 項又は第四条第 項前段」 を「第二十七条第 項 の登録は、 同項前段」 に をいう。 以下同

第四章 指定検定機関」 を「第四章 登録検定機関」 に改める。 ڸٞ

を「

以下この章に

お L١

て単に

検 定」

という。

に改

め、

同条を第三十四条とする。

第三章中第九条を第三十三条とする。

第八条第二項中「第二条の二第二項並びに第三条第四項」 を「第三条第二項並びに第二十六条第四項」 に

改め、同条を第三十二条とする。

第七条 の六中「 第七条の二第 一項又は第二項の規定に基づき規格適合表示を付することのできる外国 I製造

業者により同条第一項 の承認又は同条第二項の認定」 を「登録外国規格設定飼料製造業者によりその登録」

に改め、同条を第三十一条とする。

第五条から第七条の五までを削る。

第四条第 項 中 検査所又は 農林 水産大臣が指定した者」 を「 農 林水産大臣の登録を受けた者」 に改め、

同条第二項を削り、 同条第三項中「第二条の四第二項」を「第五条第二項」に改め、 同項を同条第二項とし

同条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(規格適合表示の禁止等)

第二十八条 都道府県及び前 条第 一 項 の登録を受けた者以外 の者は、 飼料又はその容器若しくは包装に ·規 格

適合表示又はこれと紛らわ しい表示を付してはならない。 ただし、 規格設定飼料製造業者(規格設定飼料

の製造を業とする者をいう。 以下同じ。)が次条第二項の規定に基づき、 又は外国規格設定飼料製造業者

外国 におい て本邦に輸出される規格設定飼 料の製造を業とする者をいう。 以下同じ。)が第三十条第二

項 Ô 規 定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合は、 この 限 ij

でない。

2 都道 府県又は前条第一項 の登録を受けた者は、 規格設定飼料について同項の検定を行い、 これが公定規

格に 適合してい る場合でなければ、 当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付して

はならない。

3 規格 適合表示の付してある容器又は包装材料は、 その 規格適合表示を除去し、 又は 抹消した後でなけれ

ば、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

(規格設定飼料製造業者の登録等)

第二十九条 規格 設 定 飼料製造業者は、 規格設定 飼料 の 種 類 に従 ίĺ その事業場ごとに、 農林 水産大臣の登

録を受けることができる。

2 前 項 の登録を受けた規格設定飼料製造業者(以下「登録規格設定飼料製造業者」 という。 し は 、 当該登

録 に 係 る規格設定飼料を製造したときは、 当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を

付することができる。

3 第 七 条第二 項 から第四項 ま で、 第 八条から第十二条まで、 第十五条、 第十九条及び第二十条 の規 定 は

項 の 登録に、 第十三条、 第十四条、 第十七条及び第十八条の規定は登 録規格設定飼料製造業者に準 崩す

ಠ್ಠ この場合において、 第七条第二項中「前項」 とあり、 第八条及び第十三条第三項中「 前条第 頂 لح

あり、 並 び に第九条、 第十条第一 項、 第十一条第 項、 第十三条第三項及び第十八条第四号中 第 七 条第

頂 とあ る のは「 第二十九条第 頂 Ļ 第七条第一 |項第二号及び 同 項 第四 **一号から第六号まで並** び に

条第三 項 第 九条第四号及び 第五号並びに第十七条第四号中 特定飼料等 の لح あ る の は \neg 規 格 設 定 餇 料

<u>ე</u> 第七条第二項第三号中「 特定飼料等」 とあるのは 「規格設定飼料」 Ļ 同 項第四号及び同条第四

項、 第九条第 号、 第十条、 第十三条第三項並びに第十七条中 特定飼料等製造設備」 とあ るのは 規 格

設定 餇 料製 造設備」 Ļ 第七条第二項第五号及び 同 条第四項、 第九条第二号、 第十 · 条、 第十三条第 項 並

びに第十 亡 条中 \neg 特定飼料等検査 一設備」 とあ る の は _ 規格設定 定 飼 料検 査 設備」 Ļ 第七条第三項 第 九 . 条

第五号、 第十三条第一項及び第十七条中「特定飼料等検査規程」 とあるのは「 規格設定飼料検査規程」と

八条第二号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第

十八条又は第三十条第三項 に おい て準用する第二十二条第一項」 Ļ 第九条第五号、 第十条第二項 及び第

亡 条第五号中 第 五 条 第 頂 لح あ る の は 第二十七条第一 項」と、 第十二条中 第 七条第 項 の 登録

を受け た特定飼料等製造業者 (以下 「登録特定飼料等製造業者」 という。 _ とあ る の は \neg 登録規 格 設定

飼料 :製造業者」と、 同条、 第十三条第五項及び第二十条中「特定飼料等製造業者登録簿」 とあるの は 「 規

格設定 飼料製造業者登録簿」 Ļ 第十八条第一号中「第五条第 項、 第六条第二項若しくは第三項」 とあ

る ر ص は 「第二十八条第 項若しくは第三項」 と読 み替えるものとする。

(外国規格設定飼料製造業者の登録等)

第三十条 外 国 規格設定飼料製造業者は、 規格設定飼料の種類に従い、 その事業場ごとに、 農林水産大臣の

登録を受けることができる。

2 前 頂 の 登録 を受け た外 国 **I規格設** 定飼料製造業者 (以下「 登録 外国規格 設定飼料製造業者」 という。 は

当該 録 に 係 る規 格 設 定 飼料を製造したときは、 当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適

合表示を付することができる。

第七条第二項から第四項まで、 第八条から第十二条まで、 第十五条、 第十九条及び第二十条の規定は第

登 録 項 外 の 登録に、 国 規 格設 第十三条、 定飼料製造業者に準用 第十四条、 がする。 第十七条、 この 第二十二条並びに第二十八条第一項及び第三項 場 合に お 11 て、 第七条第二 項 中 前 頂 لح あ IJ の 第 規 定は 八条

第十三条第三項及び第二十二条第一項第六号中 前条第一項」 とあり、 並びに第九条、 第 十 -条 第 項

第十一条第一 項及び第十三条第三項中「第七条第一項」 とあるのは「第三十条第一項」と、 第七条第二項

に第二十二条第 第二号及び同 項第四号から第六号まで並びに同条第三項、 項 第五号中「特定飼料等の」 لح あ る の は 第九条第四号及び第五号、 _ 規 格 設定飼 料の」 Ļ 第七条第 第十七 条第四号並 二項第三号中

特定 餇 料等」 とあ る のは 規格 設定飼料」 Ļ 同 項第四号及び同条第四項、 第九条第一号、 第十条 第

十三条第三項並びに第十七条中「 特定飼料等製造設備」 とあるのは「規格設定飼料製造設備」 Ļ 第七

項第五号及び同条第四項、 第九条第二号、 第十条、 第十三条第三項並びに第十七条中「 特定飼 料等検

查 設備」 لح あ る の は 規格 設定飼 料 . 検 査 設備」 Ļ 第七条第三項 第九条第五号、 第十三条第 項及び第

は 第二十二条第一項」 とあるのは「 第二十九条第三項において準用する第十八条又は第三十条第三項にお

亡

条中

特定飼料等

検査

規

程

とあ

る

のは

_

規格

設

以 定 飼料 2

検査規程」

Ļ

第八条第一

二号中

第 十

条又

以 下 録 第十三条第五 61 簿」 لح て準用する第二十二条第一項」と、 第六条第二項若しくは第三項 あ 登録 る の は 特 第十七条中「命ずる」 項及び第二十条中「 定飼料等製造業者」 第二十七条第 項 (前条第三項 ع 11 とあるのは「請求する」と、 特定飼料等製造業者登録簿」 Ļ 第九条第五号、 う。 第十二条中 _ んにお とあ ١J _ て準用する場合を含む。) る の 第七条第 第十条第二項及び第十七条第五号中「第五条第一 は 登 第二十二条第一 とあ 録 項の登録を受けた特定飼料等製造業者 外 る 国 規 の は 格設定 外国規 又は 項 第 一 餇 料製造 前条第三 格設定飼 号中「 業 者」 項 第五条第 料 製造業者登 に お 同 L١ て 項 項 準

項若. くは 第三項 (第三十 条第三 一項にお しし て準 用すっ る場合を含む。 _ Ļ 同 項 第二号、 第三号及び

用する第十三条第

項若しくは第四

頂

لح

あ

る

の

は

_

第十三条第

一項若しくは第四項又は第二十八条第

等、 号 並 び とあ に同条第二項中「前条第三項」 る のは 7 規格設定飼料、 ۲ とあるのは 7 又は特定飼料等」 「第三十条第三項」と、 とあるのは「又は 同条第一項第五号中「 規格設定飼 料 特定 飼 第二 料

+ 八条第 項 中 _ 都 道 府県及び前条第一 項 の登録 を受け た者以 外 ての者は、 飼料」 لح あ る の は 登録 外 国 規

格 る 飼 設 料 定 餇 料 と読 製 造業者は、 み替えるものとする。 本 邦 に • 出され る飼料」 Ļ 同条第三項中「 飼料」 とあ る のは _ 本邦 に輸 出され

第三条第六項中「第二条の二第二項」 を「第三条第二項」 に改め、 同条を第二十六条とする。

第二条 の 八第 項 中 第二条の二 第 項 を「 第三条第一 項 に改め、 同条第四項中「 第二条の二第二項

」を「第三条第二項」に改める。

第二章中第二条の八を第二十五条とする。

第二条

の七第

項 第 一

号中「第二条の三第二号」

を「第四条第二号」

に改め、

同項第二号中「第二条の四

第 頂 を「 第五条第 項本文、 第十六条第 一項又は第二十一条第二項」 に改め、 同条を第二十四条とする。

第二条 の六の 見出し を 有 害な 物質 を含む飼料等 の製造等の禁 <u>止</u> に改 め 同条 中 7 又は 販 売業者」

を 「若しく は 販 売業者」 に _ 又は当該 飼 料 添 加 物 の 販 売 を「 若 しくは当該 飼料 添加 物 の 製造、 輸

くは 販 売 を禁止し、 又は 飼料 の使用者に対し、 当該飼料の使用」 に改め、 同条を第二十三条とする。

の五の見出しを「(合格の表示等)」 に改め、 同条第一 項を削: ij 同条第二項中「又は 的新条第 項

の 農 林 水 産 大臣が指定 した者」 を削 ij \neg 同 頂 を 前条第 項 に \neg 第二条 の二第 項 を 第三条第

示を付さなければ」 に改め、 同項を同条第一項とし、 同項の次に次の一 項を加える。

項

に

場合で

な

け

れば

を

「ときは」

ĺ

前

条第

項

の

表

示を付

っ て は

を

前

条第

項本文の表

2 何人も、 前項、 第十六条第一項又は第二十一条第二項に規定する場合のほか、 飼料若しくは飼料添加物

又はこれらの容器若 しくは包装に前条第一 項本文、 第十六条第一 項若しくは第二十一条第二項の表示又は

これらと紛らわ しし 表 示を付 U っ て は ならな ιį

第二条

の五第三項中

前条第

一 項

を「

第十六条第一項又は第二十一条第二項」に、

まつ消した」 を「抹消 した」に、 特定飼料等」 前条第一項本文、 を「飼料又は飼料添加物」 に改め、 同条を第六条とし、 同

条の次に次の十六条を加える。

特定飼料等製造業者の登録

第七条 特定 飼 料等製造業者は、 農 林 水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、 その事業場ごとに、 農林

水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項 の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、 農林水産省令で定めるところにより、 次に掲げる

事 項を記載 Ü た申 請 書を農林水産大臣に提出しなければ ならない。

氏名及び 住所 (法人にあつては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所 注在地)

特定飼料等の 種 類

三 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地

四 当該 特定飼料等 の製造 の ため の設備であつて農 林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等製造設備

」という。)の名称、性能及び数

五 当該: 特定飼 料等 の 検 查 の ため の設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等検査設備

」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定飼 料等 の製造管理及び品質管理の方法並びに検査 のための組織に関する事項であつて農林水

産省令で定めるもの

3 前 項 の 申 請 に は、 当該 特定飼料等の検査を行う方法を定める規程 以下「 特定飼料等検査規程 ح 1 ما

う。 事業場 の 図 面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければな らない

4 第二項 の規定により申請 をした特定飼料等製造業者は、 当該事業場における特定飼料等製造設備 特定

飼料等的 につ L١ 検 查 設備、 農 林 水産 製造管理及び品質管理 大臣が行う検 査を受け の なけ 方法並びに検査 れば ならない。 の た ただし、 め の組織並び 同項の申請書に第十条第二項の書 に第九条第五号の検査 の 方法

面を添えたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、 前条第一項の登録を受けることができない。

この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、 罰金以上の刑 に処せられ、 その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第十八条又は第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、 その取消しの日から二年を経過しな

い者

 \equiv 法人であつて、 その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第九条 農林水産大臣は、 第七条第一 一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、 登

録をしなければならない。

特定飼料等製造設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

特定飼料等検査設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

 \equiv 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合しているこ

四 農 林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定飼料等の検査を実施し、 その数が農

林水産省令で定める数以上であること。

特定飼料等検査規程で定める特定飼料等の検査の方法が第五条第一

項の農林水産省令で定める方法に

適合していること。

五

(検査所による調査)

第十条 特定 飼料等製造業者は、 第七条第 項 の登録 の申請 に係る事業場 における特定飼料等製造設 備、 特

定 詞 料等 検査 設 備 製造管理及び品質管 理 の方法並 びに 検 查 の た め の組織並びに前条第五号の検 查 の 方法

について、検査所の行う調査を受けることができる。

2 検査所は、 前項 の 調査をした事業場における特定飼料等製造設備、 特定飼料等検査設備、 製造管理及び

品質管理 の 方法並びに検査 の ため の り組織並ぶ びに前条第五号の検査 の方法が、 それぞれ前条第 号から第三

号ま で の 農林水産省令で定める基準及び第五 条第 項 (の農: 林水産省令で定める方法に適合すると認めると

きは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録の更新)

第十一条 第七条第一 項の登録は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その

期間の経過によつて、その効力を失う。

第七条第二項から第四項までの規定及び第八条から前条までの規定は、

前項の登録の更新について準用

する。

2

(特定飼料等製造業者登録簿)

第十二条 農林水産大臣は、 第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造

業者」という。)について、 特定飼料等製造業者登録簿を備え、 次に掲げる事項を登録しなければならな

ιį

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第七条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

(変更登録等)

第十三条 登録特定飼料等製造業者は、 第七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項又は特定飼料等検

査規程を変更しようとするときは、 農林水産大臣の変更登録を受けなければならない。

2 前 項 の変更登録を受けようとする登録特定飼料等製造業者は、 農林水産省令で定めるところにより、 変

更に 係 る事 項を記載 した申 請 書その他 農林水産省令で定める書 類を農 林水産大臣 に提出・ U なけ h ば ならな

3 第七条第四項及び第八条から第十条までの規定は、 第 一 項の変更登録に準用する。 この場合にお いて、

ι'n

第七条第四項中「特定飼料等製造設備、 特定飼料等検査設備、 製造管理及び品質管理 の方法 がびには . 検 査 の

た め の 組 織 並 びに第九条第五号の検査 の方法」 とあっ るのは 「変更に係る事項」 Ļ 第八条中 前 条 第 項

とあ ıΣ 並びに第九条及び第十条第一 項中「 第七条第一 項」とあるのは「第十三条第一項」 と 読 み替え

るものとする。

4 登録特定飼料等製造業者は、 第七条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、 遅滞

なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、 前項 の 規定に よる届出を受理したときは、 その届出があつた事項を特定飼料等製造業

者登録簿に登録するものとする。

(廃止の届出)

第十四条 登録特定飼料等製造業者は、 当該登録に係る事業を廃止したときは、 遅滞なく、 その旨を農林水

産大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第十五条 登録特定飼料等製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、 当該登録は、 その効力を失う。

(登録特定飼料等製造業者の付する表示)

第十六条 登録特定飼料等製造業者は、 当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、 当該特定飼料等又は

そ ō 容器若しくは包装に、 当該特定飼料等が登録特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であること

を示す特別な表示を付することができる。

2 第五条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(改善命令)

第十七条 農林水産大臣は、 次に掲げる場合には、 登録特定飼料等製造業者に対し、 特定飼料等製造設備若

は特定飼料等検査設備 の修理又は改造、 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のため の組織 の 改善

特定飼料等検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

特定飼料等製造設備が第九条第一号の農林水産省令で定める技術上の基準に適合してい ないと認める

とき。

特定飼料等検査設備が第九条第二号の農林水産省令で定める技術上の基準に適合していないと認める

とき。

Ξ 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が第九条第三号の農林水産省令で定める基準に

適合していないと認めるとき。

四 特定飼料等 の検査を第九条第四号の農 林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者でない

者に行わせたとき又はその数が同号の農林水産省令で定める数に満たないとき。

五 第九条第五号の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していないと認めると

き。

(登録の取消し)

第十八条 農林水産大臣は、 登録特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その登録を

取り消すことができる。

第四条、 第五条第一項、 第六条第二項若しくは第三項又は第十三条第一項若しくは第四項の規定に違

反したとき。

第八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

Ξ 前条の規定による命令に違反したとき。

不正の手段により第七条第一項の登録若しくはその更新又は第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

登録 の消除

兀

第十九条 農 林. 水 産大臣は、 登録特定飼料等製造業者の登録がその効力を失つたときは、 その登録を消除し

なければならない。

特定飼料等製造業者登録簿の謄本等)

第二十条 何人も、 農林水産大臣に対し、 特定飼料等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求すること

ができる。

外国特定飼料等製造業者の登録等)

外国特定飼料等製造業者は、 第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、

そ の 事業場ごとに、 農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前 項 の 登 録を受け た外国特定飼料等製造業者 (以下「 登録: 外国 特定飼料等製造業者」 という。 ц 当

該登 録 に係る特定飼料等を製造したときは、 当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、 当該特定飼料

等が登録外国特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することがで

3 第七 条第二 項 から第四項 く まで、 第八条から第十二条まで、 第十五条、 第十九条及び前条 の規定は 第 項

の 録 に 第六条第二項及び第三項、 第十三条、 第十四条、 第十六条第二項並びに第十七条 の規定: は 登録

外国特定飼料等製造業者に準用する。 この場合において、 第六条第二項中「何人も」 とある のは 登録 外

玉 |特定 飼料等製造業者は」 ڔ _ 飼料若しくは飼料添加 物」 とあるのは 「本邦に輸出される)飼料若. しくは

飼料 添 加 物 Ļ 同条第三 項中 \neg 飼料又は 飼料 添加物」 とあ る のは「 本 邦に 輸 出さ れる飼料又は 餇 料 添加

九条、 物」 第十条第一項、 第七条第二 項中 第十一 前 条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」 頂 とあり、 第八条及び第十三条第 三項中 前 条第 とあるのは「第二十一条第 頂 لح あ ij 並 び に . 第

_

項」と、 第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業

者」という。 _ とあるの は 「登録外国特定飼料等製造業者」 ۷ 同条、 第十三条第五項及び前条中 特

料等製造業者登録 簿

とあ る の はっ 第二十一条第二項」と、 第十七条中「 命ずる」とあるのは「請求する」 と読み替えるものと

する。

定飼

料

等製造業者登

録

簿」

لح

ある

の ば

外 国

特定飼

Ļ

第十六条第二

項 中

前

項

登録 外国特定飼料等製造業者の登録の取消し等)

第二十二条 農林水 産大臣は、 登録 外国特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その

登録 を取 り消すことができる。

第四条、 第五条第一項、 第六条第二項若しくは第三項(前条第三項において準用する場合を含む。

又は 前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

前 条第三 項 に お 11 て準用する第八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

 \equiv 前 条第三 項 に お L١ て 読 み 替えて準用する第十七条 の規定によ る請求に応じなかつ たとき。

兀 農 林 水産大臣がこの法律の施行に必要な限度におい て登録外国特定飼料等製造業者に対しその業務に

関 報告を求めた場合において、 その報告がされず、 又は虚偽の報告がされたとき。

五 農 林水産大臣がこの法律 l の施! 行に必要な限度におい て、 その 職員又は 2検査 所 Ę 登録外 国特定飼料等

製造 業者 の 事業場、 倉 庫 そ の 他特定飼料 等の 製造 の業務 に関 係 が あ る場 所 に お しし て、 本 邦 に 輸出 さ れ

特定 飼料等、 その 原料若しくは材料若しくは業務 に関す る帳 簿、 書 類 そ ر ص 他 の物 件に うい て の 検 查 をさ

又は特定飼料等若しくはその原料を試験のため必要な最小量に

限

IJ

無償で

せ、

関

係者に質問をさせ、

提供· するよう要請をさせようとした場合において、 その検査若しくは要請が拒まれ、 妨げ られ、

は 忌避され、 又は その質問 に 対 し答弁がされず、 若しくは虚偽 の答弁がさ れたとき。

六 不 正 の手段によ り前条第 項 の登録若しくはその更新又は前条第三項 にお 61 て準用する第十三条第

項の変更登録を受けたとき。

七 登録 外国特定飼料等製造業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前条第三 項 にお しし て準用する第七条第 四 項 (前条第三 項 に お 11 て準用する第十一条第二項及び第十三条

第 一 項 項 に (前条第三項において準用する第十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。 お L١ て準用 する場合を含む。 及び前項第五号の 検査 亚 びに前り 条第三 項 に お L١ て準 用 する第十条

の 調査に要する費用(政令で定めるものに限る。 し は し 当該検査又は調査を受ける外国特定飼料等製造

業者の 負担とする。

第二条 の 近第 項 中 第二条の二第一項」 をっ 第三条第 項 に改め、 農林水産省令で定めるところ

に により」 を削り、 又は農林 水産大臣が指定した者が」 をっ が農林水産省令で定める方法により」 に改め、

同項に次のただし書を加える。

ただし、 次に掲げ る特定飼料等については、 この限りでない。

第 七条第 項 登録を受けた特定飼料等製造業者 特定飼料等の製造を業とする者をいう。

の

0 が製造 した特定飼料等であつて、 第十六条第 一 項 の 表示 が 付されてい るも ഗ

第二十一条第一 項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(外国におい 7 本邦に輸出される特定飼料

等 の製造を業とする者をいう。 以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、 同条第二項の表示が付さ

れて 61 る ŧ ഗ

第二条 の 四 第 二項中 前 頂 をっ 前項本文」 に改め、 同条第三項中「第二条の二第二項」 を「第三条第二

項 に改め、 同条を第五条とする。

以下同じ

第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 この法律による改正後の飼料の安全性の

確保及び品質 の改善に関す る法律 (以下「 新法」 という。 の規定の 実 施状況等について検討を加え、 必

要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

施行前の準備)

第三条 新法第二十七条第一 項の登録を受けようとする者は、 この法律 の施行前におい ても、 その申請を行

うことができる。 新法第四十条第 項の規定による業務規程の届出についても、 同様とする。

(施行前に求められた検定に関する経過措置)

第四条 この法律 の施行前に求められたこの法律による改正前 の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関す

る 法律 (以下「 旧法」 という。 第二条 の四第一 項 の 規定による 検定 同 頃の 指定を受け た者が行う検定

に 1限る。 であっ て、 この 法 律の 施 行 の 際、 合格又は不合格 の 処分がな なされ て 61 な ĺ١ も の に う しし て の 処分

については、なお従前の例による。

2 こ の 法律 L の 施 行前に求められた旧法第四条第一項の規定による検定(検査所が行う検定に限る。 であ

つ て、 こ の 法 律 の 施 行 の際、 公定規格に適合するかどうかの判定がなされてい ない も のにつ 61 ての 処分に

ついては、なお従前の例による。

旧法の規定による表示に関する経過措置)

第五条 こ の 法律の)施行前! に旧法第二条の四第一 項の規定により 向 項の指定を受けた者が行う検定を受けて

付され た表 示 (前条第 項 の規定による処分の結果に基づいて付された表示を含む。 ţ 新法第五条第

一項本文の規定により付された表示とみなす。

(規格設定飼料の検定を行う指定検定機関に関する経過措置

第六条 こ の 3法律の: 施行の際現に旧法第四条第一 項の指定を受けている者は、 この法律の施行の日(以下「

施 みなす。 という。 その者がそ から六月を経過する日までの間は、 の 期間 内に新法第三十四条の登録 の 申請をした場合におい 新法第二十七条第一項の登録を受けているものと Ţ その申請 に係る処分が

あるまでの間も、同様とする。

(規格設定飼料の製造業者等に関する経過措置)

第七条 この 法律の施行の際現に旧法第四条第二項の規定に基づき検定に関する業務の一部 (規格適合表示

を付することを含む。 以下同じ。 を行ってい る規格設定飼料 の 製造業者(新法第二十九条第 項 の

を受け た者を除く。 以下この 条に お 61 て同じ。) につい ては、 施行日から一 年を経過 する日 ま で の 間 は

旧 法 第 四条第二項、 第五条、 第五条の二、 第七条、 第二十四条及び第二十四条の三(これら の 規 定 に 係る

罰則を含む。 の規定は、 なおその効力を有する。 この場合において、 旧法第四条第二項中 検 查 所 都

道府県又は 前項 の農 林水産大臣が指定した者」 とあるのは、 _ 都道府県又は 飼料の安全性 の 確 保及び品質

の 改 善 に関 する法律 の 部を改正する法律 平 成十五年法律第 号。 以 下 改正法」 という。 附則

第六 条 の 規定に より 改正法 による改正 後 の飼 料 の 安全性 の 確保及び品質 の改善に関 する法律第二十七 条第

項 の登録を受けているものとみなされた者(その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。)」と

読 み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 政令で定める。

2 こ の 法 律 の 施 行 の 際現 に旧法第七条の二第一 項 の規定に基づき検定に関する業務 の 部を行って ١J る規

格 定 餇 料 に 係 る外 国 製造業者 新法第三十条第 項 の 登 録 を受け た者を除く。 以下こ の 条 に お 61 て 同じ

につい ては、 施行日から一年を経過する日 までの間 ば 旧 法 第七条の二から第七条の 五 ま で、 第二十

四条及び第二十四条の三(これらの規定に係る罰則を含む。 の規定は、 なおその効力を有する。 こ の場

合に お ١J て、 旧法第七条の二第一 項中「 検査所又は第四条第一 項 (の農: 林水産大臣が指定し た者」 とあ る の

は 餇 料 の 安全性 の確保及び 品質 の 改善に関 する法律 の 部を 改正する法 律 平 成 千五 年 法 律 第

号。 以下 改正 法 という。 附 則 第六条 の 規定. に より 改正法に よる 改 正 後 の 餇 料 の 安全 性 の 確 保 及び

質 の 改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けてい るものとみなされた者(その者が引き続き同 項

の登録を受けた場合を含む。 _ と読み替えるほか、 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 政令で

定める。

3 第 項 の 規格設 定飼 料 の 製造業者及び 前 項 の 規格設 定飼 料 に 係 る外国製 造業者に 対する 新 法第二十 八

第一 項 ただし書の規定の適用については、 同項ただし書中 次条第二項」 とあるのは 飼 料 の安全性 の確

Ļ 保及び 全 性 う。 の 品質 第三十条第二項」 確 附則第七条第 保及 の改善に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 び 品質 の 項 改 とあ 善 の に 規定により 関す る の る法律 は 改正: なおその 以下「 法附則第七条第二項の規定に 効力を有するものとされ 旧 法 لح いう。 第四 より る改正法による改正 条第二項 なおその効力を有するものと 若 号。 U < 以下「 は 第 五 改正法」 前 条第 の 餇 料 とい 項 の安

され

る旧法第七条の二第一

項若しくは第二項」とする。

4 改 正 下「 格 餇 定 !適合: 料 の 第二 前 改正法」 の 適 表示を付することができる 安 全 用 項 の 餇 に の . つ 料 性 規 という。 61 格設定飼料に の確 の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第七条 ては、 院及び 同条た 附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法に 品 質 係 ただし の改 る外国製造業者により 外 善に関す 書 中 国製造業者に 登 録 る 法 外 律 玉 規 より の 格設定飼料製 付された表示につい 同 部を改正す [条第一 項 る法 造業者に の承認又は同 の二第一項又は第二項 律 ての新法第三十一条ただし書 平 よりそ 成十五年法律第 条第二項 の 登録」 の 規 の とあ 認 定 定に基づき規 る とする。 の 号。 は よる の 以 規

5 定 によ こ の りなおその効力を有するものとされる同条第一項の規定により規格適合表示が付され 法 律 の 施 行 前 に 旧 法第五 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 規 格 適合表 示が 付 され た規 格 設定飼 料 たも 第 のを含む 項 の 規

を経過 ず うる日後-ては、 ŧ 同条第二項及び第三項(これらの規定に係る罰則を含む。 なおそ の 効力を有する。 この場合におい て、 これ 5 の規定に関し の規定は、 必要な技術 施行日から一 的 読 年

は、政令で定める。

6 こ の 法 律 の 施 行前 に旧法第七条の二第二項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料 (第二項

の規定は に よりなおその効力を有するものとされる同条第二項の規定により規格適合表示が付され た ものを

る罰 則 を含む。 の 規定は 施行 日から一年を経過 する日後 ŧ な お そ の効力を有する。 こ の場合に お l1

含む。

につい

ては、

旧法第七条

の

四に

おい

て準用する旧

法第五条第二項及び第三項

(これ

らの

規

定

に

係

て、 こ れ らの 規定に関 し必要 な技 桁 的 読替えは、 政令で定 ん める。

指定検定機関又は 検査所がした処分に係る審査請求に関する経過措置)

第 八条 こ の 法律 の 施行前にされ た旧法第二条の)四第一 項 の規定に基づき同 項 の指定を受けた者が行う検定

又は 旧 法 第四 I条第 項 の 規定に基づき検査所が行う検定に 係る処分又はその不作為及び附 則 第四 条 の 規定

に より な お 従前 の 例 に よることとされる場合に おけ るこ の法律 の 施行後 にされ た同 . 祭 の 規 定 に より 行 う検

定 に係っ る処分又はその不作為に関する行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求に

ついては、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第九条 こ の 法律 の施 行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によってした処分、 手続その他 の行為であっ

て、 新 法又は 新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、 新法又は新法に基づく命令の相当の規

定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この 法律の施 行前に した行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

けるこ の法律 の施行後にした行為に対する罰則の 適用につい ては、 なお従前の例による。

その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政

令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附 :則第十五条第五十一項中「第十八条第一項」 を「第五十条第一項」 に改める。

(独立行政法人肥飼料検査所法の一部改正)

第十三条 独 立 行政 法 人肥 餇 料 . 検査 所 法 (平成-十一年法律第百八十六号) の一部を次のように改正する。

第十分 条第一 項第三号中「 指定検定機関」 をっ 登録 検定機関」 に 同項第四号中「 前三号」 をっ 前各号」

に改め、 同号を同項第五号とし、 同項第三号の次に次の一号を加える。

兀

餇

料及び飼

2料添加;

物

の

製造設施

備、

製造管

理

の方法等に関する検査を行うこと。

第十条第二項第二号中「第二十一条の二第一 頂 を「 第五十七条第 頂 に 改める。

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 食品 循環 資源 の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十二条第一項中「第十八条第一項又は」 を「第五十条第一 項又は」 に 第二条の二第 項 をっ

第三条第 項 に改 め、 同条第二 項中「 第十八条第一項又は」 を 「第五十条第 一項又は」 に 第 +·八 条

第四項」 を「 第五十条第四項」 に改め、 同条第三項中「第十八条第一項」 を「 第五十条第一項」 に改め、

同条第四項中「第十八条第四項」を「第五十条第四項」に改める。

(食品安全基本法の一部改正)

第十五条 食品安全基本法 (平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第二条の六の規定による販

売」を「第二十三条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用」に改める。